

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ならびに 公共交通機関を利用する際の感染予防対策について

接触機会の低減のため、多くの企業に在宅勤務等のご協力いただき御礼申し上げます。

5月25日に新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が発出され、約1か月が経過しました。皆様のご理解とご協力により、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げるに至っております。しかしながら、宣言解除後も、東京都を中心に一定の新規感染者が継続して確認されるなど、まん延の拡大防止は、引き続き予断を許さない状況にあります。

つきましては、感染拡大防止の取組として、下記2点について、貴団体の職員及び所属企業等へ周知・普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

<1. 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」が6月19日にリリースされました。

本アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動をとることができ、感染拡大の防止につながることを期待されます。

本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることを期待されますので、貴団体におかれましては、本アプリの活用について、貴団体の職員及び所属企業等へ周知・普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

参考：新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）チラシ（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf>

参考：新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641655.pdf>

<2. 公共交通機関を利用する際の感染予防対策について>

利用者が戻りつつある公共交通につきましては、各事業者において、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に徹底して取り組んでおりますが、安全・安心を確保していくためには、利用者の方々にも、

- ①マスクを着用し、会話は控えめにさせていただく、
- ②車内換気へのご理解・ご協力をいただく、
- ③テレワーク・時差出勤に努めていただく、

といった公共交通機関を利用する際の感染予防対策の実践について、ご協力をいただく必要があります。

つきましては、貴団体の職員及び所属企業等へ周知・普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

参考：新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

参考：鉄道を安心してご利用いただくためのお客様への3つのお願い（国土交通省 HP）

<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001350608.pdf>

【参考資料】

（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更））

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0525.pdf

（人との接触を8割減らす、10のポイント）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624038.pdf>

（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

（新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

（新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しておりません。

・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、

FAX（03-3595-2756）でも受付を開始しましたのでお知らせ致します。

○帰国者・接触者相談窓口一覧（都道府県別）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasesyokusya.html